

常任委員会の審査報告

総務市民常任委員会

二本松市手数料条例の一部を改正する条例制定について、一般会計補正予算について

○二本松市手数料条例の一部を改正する条例制定について

問 今回の改正は、コンビニエンスストアの多機能端末機利用による証明書等の交付手数料を200円に統一するものか。また、改正の目的は。

答 住民票の写しと印鑑登録証明書のコンビニ交付手数料が200円であるため、今回新たに追加する税証明についても同額の200円にするものである。また、市民課窓口の混雑解消及び市民の利便性向上につなげることを目的とする。

意見 窓口の混雑を解消し、市民の利便性向上を図ることは評価できる。一方で、多機能端末機利用により、交付1件につき117円の業務委託手数料がかかることから、市の財政負担があることも留意されたい。

○令和6年度二本松市一般会計補正予算

問 合併20周年記念事業について、ロゴマークを作成する理由は。また、ロゴマーク公募の応募資格者は。

答 合併20周年の機運を醸成するために作成するものである。また、市内在住者、市内に通勤・通学している者及び市内出身者を予定している。

意見 合併20周年記念事業については、多くの市民や市内出身者が参加できる体制をとりながら、成功に導けるよう努力してほしい。



机上審査の様子

産業建設常任委員会

二本松市スカイピアあだたら条例の一部を改正する条例制定について

問 改正後の利用料金とした根拠は。また、改正後の利用者数についてどのように想定し、対応を検討しているのか。

答 近年の光熱費や物価等の高騰に対応した持続可能な維持管理及び周辺の類似温浴施設の料金も考慮の上、決定した。また、利用者数については、若干の減少が見られるのではないかと考えているが、利用者から好評をいただいているレストランも含めた施設全体で、おもてなしや魅力向上を図りながら、満足いただけるようなサービス提供に努めていく。

意見 市民の方も多く利用する施設であるため、利用料金の増額により利用者が減少しないよう、市及び指定管理者で協議し、より一層対応を検討すべきである。



机上審査の様子

文教福祉常任委員会

二本松市介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部を改正する条例制定について、一般会計補正予算について

○二本松市介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部を改正する条例制定について

問 今回の改正により、現場の人手不足を解消できるのか。

答 現状では人員を確保できているが、今後、不足する恐れがあることから、柔軟性を持った対応により、体制を確保していく必要がある。

意見 介護人材が不足する中でやむを得ない対応であると感じる。今後の動向を注視したい。

○令和6年度二本松市一般会計補正予算 (障がい福祉サービス事業)

問 訓練等給付費が約7千万円の増額となった理由は。

答 就労支援施設の利用者がここ数年で大幅に増加していることに加え、福祉・介護職員の処遇改善に伴い、報酬の加算項目が増えたため。

意見 障がい者の社会参加と福祉・介護職員の処遇改善につながる妥当な措置と評価する。



机上審査の様子